

「黒い雨」訴訟 広島高裁判決(2021・7・14)

2017年(平29)最高裁判決について

「法律審である最高裁が示すべき、いわゆる判例に該当するものでないことはもとより、飽くまで『一定の場所(爆心地から7.5km以上12km以下の範囲内の地域)に存在したこと』をもって、直ちに原爆の放射線により健康被害を生じる可能性がある事情の下にあったということとはできないなどとした原判決の説示を是認したにとどまるものであり、『広島原爆の投下後の黒い雨に遭った』ことをもって、原爆の放射能により健康被害が生ずる可能性がある事情の下にあったということが出来るかについて、何らの判断をしていないものではない。控訴人(国)らの主張が平29年最高裁判決において正当として是認されているなどとするのは、失当である。